

ガバニングボード開催要領

令和4年2月17日
ガバニングボード決定

- 1 「科学技術イノベーション創造推進費に関する基本方針」（平成26年5月23日総合科学技術・イノベーション会議）に基づくガバニングボード（以下「ガバニングボード」という。）については、同基本方針に定めるもののほか、本要領に基づき開催することとする。
- 2 ガバニングボードの構成員は、総合科学技術・イノベーション会議有識者議員（内閣府設置法（平成11年法律第89号）第29条第1項第5号及び第6号に掲げる者をいう。）とする。
- 3 ガバニングボードの座長は、構成員の互選により決定する。
- 4 ガバニングボードの座長は、必要に応じ、構成員以外の者の出席を求めることができる。
- 5 ガバニングボードの庶務は、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局において処理する。
- 6 前各項に定めるもののほか、ガバニングボードの運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。